

医療法人 財団 岩尾会 東京青梅病院 院内感染対策のための指針

1 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院は、患者様の高齢化に加え、うがいや手洗いなどの衛生行動を実行できない患者様も多いため、院内感染予防は、最重要課題であることを念頭に入れ、標準予防策(汗以外の生体湿性物質や破損した皮膚は、感染の可能性がある対象として対応する)を基本に推進するとともに、感染経路別予防策を実践することにより、患者様と医療従事者の双方における院内感染の危険性を減少させる。

2 院内感染対策のための委員会の組織に関する基本事項

院内感染発生時に迅速な対応策、および院内感染の対策や予防を図るために次の組織を設置する。

① 院内感染対策部門（院長直轄の院内感染防止対策部門）

院内感染対策部門は、院長直轄の院内感染防止対策部門として設置し、その構成員は、感染防止対策加算2による以下の(1)～(4)の施設基準に基づく医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師により構成され、(1)に当たる医師の診療部長(ICD*)が院内感染管理者として院長により任命されている。

- (1) 感染対策に3年以上の経験を有する専任の医師
- (2) 5年以上感染管理に従事した経験を有する専任の看護師
- (3) 3年以上の病院勤務経験を有し、感染対策にかかわる専任の薬剤師
- (4) 3年以上の病院勤務経験を有し、感染対策にかかわる専任の臨床検査技師

《 院内感染対策部門の業務》

- ・ 院内感染防止対策マニュアルに関すること
- ・ 感染症および薬剤耐性菌などのサーベイランスに関すること
- ・ 職員に対する教育、研修に関すること
- ・ 抗菌薬の適正使用に関すること
- ・ 院内感染防止対策に関して院内感染対策加算における地域連携を行う医療機関への相談の窓口と連絡および調整に関すること
- ・ その他、院内感染防止対策に関すること

* I C D : Infection Control Doctor(インフェクション・コントロール・ドクター)=感染制御ドクター

《院内感染管理者(I C D)の業務》

- ・ マニュアルの作成、改訂について立案し、I C Tへ指示し実行させる。
- ・ 感染症発生数に関するサーベイランスの評価を行い、アウトブレイクの発生防止を図る。
- ・ アウトブレイクが発生した場合に速やかに発生原因を究明し改善策を立案し、I C Tへ指示し実行させる。
- ・ 院内研修など院内感染防止対策に関する院内教育の企画遂行を積極的に行う。
- ・ 薬剤感受性試験の結果に基づき、適正な抗菌薬の使用がされているか確認し、使用状況について問題となるか判断する。

- ・ 院内感染対策加算における病院と連携し、地域での感染対策について情報を収集し I C T および院内全体への周知に努める。

② 院内感染防止対策委員会（院内感染対策の最高決議機関）

院内感染防止対策委員会の構成は、病院長が任命した委員[院長、名誉院長、事務長、診療部長(ICD*)、看護部長、副看護部長、薬剤科長、作業療法科長、医療福祉相談室長、医事・営繕課長、検査科長、各病棟看護師長、管理栄養士]で組織する。委員長は病院長とする。

- ・ 毎月 1 回会議を開催し、また必要に応じて臨時院内感染防止対策委員会を開催することができる。臨時会議においては、委員以外の代理の出席も認められる。
- ・ 審議内容は、院内感染の調査および対策に関すること、院内微生物検出状況、薬剤感受性試験結果の報告、その他の院内感染予防対策に関する全ての事項について審議する。
- ・ 院内感染発生時には、事例報告会にて状況を把握し、今後の対応策を作成して実施する。

③ I C T（Infection Control Team：インフェクション・コントロール・チーム＝感染制御チーム）

日常的な院内感染防止対策として I C T を設置し、迅速かつ適切な措置を実施する。その構成員は、院内感染対策部門の構成員である感染防止対策加算 2 による施設基準に基づく医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師に加え、院内感染対策の充実および人材育成のため、院内感染防止対策委員長(院長)が任命した看護師、薬剤師、臨床検査技師で構成される。

《 I C T の業務》

- ・ I C D(院内感染管理者)の下で院内感染防止対策を円滑に実行し感染防止に努める。
- ・ I C D に指示された院内感染防止対策について各部署に周知させるとともに実行させる。
- ・ I C D が抗菌薬の使用状況について、臨床上一問題となると判断した場合には、使用方法について適正化を図る。
- ・ 院内感染防止対策マニュアルの作成および改訂を行い、マニュアルの遵守状況の把握と指導を行う。
- ・ 週 1 回程度の会議の開催と定期的な院内の巡回を行い、院内感染事例の把握を行うとともに、院内感染防止対策の実施状況の把握と指導を行う。
- ・ 会議の審議内容は、院内感染患者の把握、感染症の発生数に関するサーベイランス、微生物の検出数および薬剤感受性に関するサーベイランスの実施と評価、院内感染防止対策に関する職員への教育について、その他院内感染に関する事項について審議する。
- ・ 年 3 回程度、リンクスタッフと合同の会議を開催し、現場の情報収集と活動を把握するとともに院内全体の院内感染防止対策に関する事項について審議し、改善策を講ずる。また、同時にリンクスタッフに向けた教育と研修を行う。
- ・ 年 4 回以上開催される院内感染対策加算における地域連携を行う医療機関との合同カンファレンスに出席する。
- ・ 活動状況を院内感染防止対策委員会へ報告する。

④ リンクスタッフ（各部署院内感染防止対策担当者）

- ・ 各部署の日常的な院内感染防止対策を担当する看護師および係りを配置し、現場での情報収集および実践・指導、周知、啓発を行う。

- ・ 週1回、各部署で日常業務の院内感染防止対策に関するチェックを行う。
- ・ ICTの会議、院内巡回に当番制で参加する。
- ・ 月に1回、リンクスタッフ会議を開催し、各部署内の院内感染防止対策に関する事項について審議する。またその審議内容についてICTへ報告する。
- ・ 年3回程度、ICTとの合同会議に出席し、院内全体の院内感染防止対策に関する事項について審議し、改善策やその内容を各部署へ報告し周知に努める。
- ・ 現場とICDやICTとの連絡調整役をする。

3 院内感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

職員が医療従事者として感染対策について意識を高く持つために、以下のとおり教育、研修を行い、患者様および職員の感染リスクを最小限にするよう努める。

- ・ 全職員を対象とした継続的な研修は、年2回程度行う。
- ・ 入職時の研修はICDが行う。
- ・ 手洗い実習などの実技の研修会については、ICDのほかICTのメンバー、リンクスタッフなど実務経験を有するものが実施する。
- ・ 院内感染の発生が疑われた場合には、全体あるいは関係部署や職種を限定して院内感染対策に関する教育、研修を行う。
- ・ 全職員は、院内感染に関わる基本的な考え方、知識および具体的な方策について理解と周知徹底するために、これらの研修に参加する。

4 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染を防止するために、発熱、下痢、嘔吐その他の症状を有する患者様および職員について、院内感染防止対策委員会およびICTに報告する。

- ・ 各病棟スタッフは、週1回、有症状患者を症状別に一覧表にしてICTに報告する。
- ・ 衛生管理者は、週1回、有症状職員をICTに報告する。
- ・ 院内でインフルエンザやノロウイルス感染症、その他の重要な感染症が発生した場合は、手引きや手引書を参照し、重要な感染症が発生した場合の緊急連絡網により報告を行う。
- ・ 感染症の集団発生が疑われる場合は、早めに西多摩保健所へ電話で連絡し、指導を受ける。
- ・ 医師は感染症法に基づく届出の必要な感染症（5類定点報告感染症は除く）を診断した場合は、西多摩保健所に届ける。夜間、休日においては、自治体の定める機関へ速やかに報告するとともに西多摩保健所に発生届けをFAX等にて送付する。

5 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染発生が疑われる場合には、迅速にICTに報告し、ICTは情報収集を行い適切な対応をする。

- ・ ICTを中心に感染経路の遮断と感染拡大防止に努める。
- ・ 臨時院内感染防止対策委員会を招集し各部署へ状況を報告するとともに、対応策を検討する。

- ・ 院内感染終息後はICTが検証を行い、今後の院内感染対策に活用する。

6 患者様などに対する当該指針の閲覧に関する基本方針

患者様や患者ご家族様などから本指針の閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。

- ・ 本指針は、岩尾会 東京青梅病院ホームページで一般に公開する。

7 その他の当該病院等における院内感染防止対策の推進のために必要な基本方針

その他、院内感染防止の推進のために必要な対策を行う。

- ・ 職員に院内感染対策を周知させるため、院内感染予防対策マニュアルのほか、各種手引き書や手引き、緊急連絡網、各種ポスターを作成し各部署に配布する。
- ・ 患者様、患者ご家族様に対して感染防止対策の必要性（マスク着用、手指衛生）について説明を行い、協力を求める。

(附則) この指針は 平成24年 7月 1日より施行する
平成24年 9月16日より一部変更
平成25年 3月 1日より一部変更
平成25年 11月 1日より一部変更
平成27年 2月 1日より一部変更
平成27年 4月 1日より一部変更
平成27年 7月 1日より一部変更
平成28年 4月 1日より一部変更
平成29年 4月16日より一部変更
平成30年 1月 1日より一部変更